

監査公告第9号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した建設部に対する定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年11月30日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

建設部定期監査結果報告

第1 監査期間

平成30年10月9日から平成30年11月8日まで

第2 監査の対象

管理課、都市計画課、新幹線対策室、土木課、建築課、建築指導室

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 監査意見

- ・都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定について、次のとおり意見を付す。

都市計画の観点から、人口減少・高齢化に対する課題や加賀温泉駅の新幹線対応、産業振興などに関して、長期的効果を期待する計画策定が一步ずつ進められている。まさに加賀市百年の計と言えるのではないか。

多くの市民の意見を踏まえ取り組んでいただくとともに、市関係部局の施策と十分に連携を図りながら業務を推進されることを大いに期待している。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

建設部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 管理課

- ・地籍調査事業について

2. 都市計画課

- ・都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定について
- ・柴山潟周辺整備事業について
- ・歴史的風致維持向上計画の策定について

3. 新幹線対策室

- ・加賀温泉駅都市施設の設計者設定について

4. 土木課

- ・こおろぎ橋架替え工事について
- ・松島橋架替え工事について
- ・街路樹の管理について
- ・公園整備費について

5. 建築課

- ・町屋再生事業の財源について
- ・市営動橋住宅建替工事について

6. 建築指導室

- ・木造住宅耐震改修促進事業について
- ・建築確認の申請件数について